

科目名	<b>統治機構</b>	科目分類	■専門科目群 (第1グループ) □総合科目群 (第2グループ)
			法律学科 □必修 ■選択
			国際観光学科 □必修 ■選択
英文表記	<b>Frame of Government</b>	開講年次	■1年 □2年 □3年 □4年
ふりがな	<b>わたなべ たけし</b>	開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中
担当者名	<b>渡部 毅</b>	修得単位	<b>4</b> 単位
授業のテーマ	立憲主義とは何かを理解したうえで、権力分立の原理など、日本国憲法が定める日本の統治構造の基本的な枠組みを理解し、説明できる。		
到達目標	憲法が定めている国の政治のしくみの概要を理解するとともに、統治機構と人権保障の相互関係が、「手段」と「目的」の関係になっているのだということが説明できるようになる。		
授業概要	国会、内閣、裁判所を中核とするわが国の政治のしくみ(統治機構)について解説をします。統治機構は、国家権力の濫用から国民の自由を守るためのシステムと位置づけられます。わが国の政治で採用している権力分立のしくみや、権力相互間の牽制手段等について理解を深めてもらいたいと考えております。		
<b>授業計画</b>			
第1回	はじめに 統治機構で学ぶ内容	第17回	司法権の概念・範囲
第2回	明治憲法の特徴	第18回	司法権の限界
第3回	日本国憲法の制定	第19回	裁判所の組織と権能
第4回	国民主権	第20回	司法権の独立
第5回	天皇制	第21回	財政民主主義
第6回	権力分立の原理	第22回	予算の法的性格
第7回	国会の地位	第23回	地方自治の意義・本旨・地不公共団体
第8回	国会の組織と活動 (1) 二院制 衆議院の優越	第24回	条例制定権の限界
第9回	国会の組織と活動 (2) 国会議員の地位 会期	第25回	憲法の保障
第10回	国会と議院の権能 (1) 立法権 その他の権能	第26回	違憲審査制
第11回	国会と議院の権能 (2) 議院の自律権 国政調査権	第27回	違憲判断の方法
第12回	行政権と内閣 行政の概念 独立行政委員会	第28回	憲法改正の手續と限界
第13回	内閣の組織と権能 (1) 内閣の構成員	第29回	平和主義 (1) 戦力の不保持 交戦権の否認
第14回	内閣の組織と権能 (2) 内閣の権能	第30回	平和主義 (2) 自衛権 憲法9条の政府解釈
第15回	議院内閣制	第31回	期末試験
第16回	中間試験		
授業時間外の学習	教科書を使って、予習(1時間程度)および復習(1時間程度)の習慣を確立する。わからないところは図書館で調べる。新聞の政治面を継続的に読む。こうした地道な努力をすることで、より理解を深めることができます。		
履修条件 受講のルール	「人権」(後期開講予定)もあわせて履修してください。適宜資料を配布しますが、事前に連絡がなく欠席した学生には、原則として配布しませんので、友人同士でコピーするなどしてください。		
テキスト	芦部信喜・高橋和之補訂『憲法』(第6版)(岩波書店・2015年)。		
参考文献・資料	六法は必携。憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ(第6版)(有斐閣・2013年)。適宜、資料を配布します。		
成績評価の方法	【レポート(20%)、定期試験(80%)】 上記評価項目を基にして総合的に判断します。 ・出席回数が規定に満たない場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受けることができません。 ・出席確認時に不在だった場合は原則としてその回は欠席とします。 ・授業中に無許可で退出した場合は欠席とします。 ・レポート課題は授業内に指示します。		
オフィスアワー	毎週火曜日11時～12時および金曜日13時～14時としますが、所用により不在の場合もあります。		

	なお、これ以外の時間帯でも、研究室に在室している場合は、随時可能です。
成績評価の基準	平成 28 年度（2016）以降入学した学生 秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不可(59 点以下) 平成 27 年度（2015）以前に入学した学生 優(100～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不可(59 点以下)
学生への メッセージ	統治機構の学習は、条文を踏まえつつ、どのような制度になっているのかについて理解することが重要になります。煩を厭わずに、条文を参照しましょう。